

第 9 回 渋川地区市町村合併協議会 会議録

日 時 平成 1 7 年 6 月 2 9 日 (水)
午後 3 時 0 0 分 ~ 4 時 3 7 分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

□出席委員等（委員４５名・参与４名・監査委員２名）

役職名	委員区分	氏 名	備 考	出 欠
会 長		木 暮 治 一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	村 尾 隆 史	伊香保町長	出
		小 野 利 治	小野上村長	出
		阿久津 貞 司	子持村長	出
		永 井 良 一	赤城村長	出
		木 村 榮 一	北橘村長	出
委 員	2号委員 (助役)	桑 島 保 男	渋川市助役	出
		宮 本 金 男	伊香保町助役	出
		野 村 哲 男	小野上村助役	出
		信 澤 明	子持村助役	出
		都 丸 芳 雄	赤城村助役	欠
		塩 谷 勝 巳	北橘村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮 下 宏	渋川市議会議長	出
		大 島 勝 昭	渋川市議会選出議員	出
		小 林 雅 夫	渋川市議会選出議員	出
		小 池 春 雄	伊香保町議会議長	出
		中 澤 広 行	伊香保町議会選出議員	出
		塩 野 光 弘	伊香保町議会選出議員	出
		角 田 皇	小野上村議会議長	出
		平 方 嗣 世	小野上村議会選出議員	出
		佐 藤 兵 造	小野上村議会選出議員	出
		埴 田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯 塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石 倉 一 夫	子持村議会選出議員	出
		角 田 一 民	赤城村議会議長	出
		岩 崎 幸 代	赤城村議会選出議員	出
		狩 野 富 雄	赤城村議会選出議員	出
		狩 野 義 雄	北橘村議会議長	出
		南 雲 鋭 一	北橘村議会選出議員	出
		吉 田 利 治	北橘村議会選出議員	出

役職名	委員区分	氏 名	備 考	出 欠
委 員	4号委員 (学識経験者)	浅 見 雄 一	渋川市自治会連合会会長	出
		町 田 久	渋川商工会議所会頭	出
		飯 野 照 男	渋川市農業委員会会長	出
		高 橋 太 郎	伊香保町商工会会長	欠
		大 澤 歳 男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木 暮 敞 治	小野上村商工会会長	出
		村 上 嶋 男	小野上村農業委員会会長	出
		佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯 塚 重 雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石 関 吉 幸	子持村商工会会長	欠
		小 澤 一 二	子持村農業委員会会長	出
		木 暮 政 光	赤城村商工会会長	欠
		兵 藤 吉 弘	赤城村農業委員会会長	出
		田 村 宗 一	赤城村区長会会長	出
		柴 崎 一 夫	北橘村区長会会長	出
		中 村 亮 典	北橘村商工会会長	出
		小 泉 隆 雄	北橘村農業委員会会長	出
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜 井 芳 樹	渋川地区医師会会長	出
		戸 所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授	出
		小 野 宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	出
参 与		角 田 登	群馬県議会議員	出
		大 林 喬 任	群馬県議会議員	欠
		真 下 誠 治	群馬県議会議員	出
		内 山 幸 光	渋川行政事務所長	出
		亀 井 勝 男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	欠
		三 田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監 査 委 員		阿久澤 明	子持村監査委員	出
		田 子 玲 子	赤城村監査委員	出

□市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考	出 欠
渋川市	諸 田 章	企画課長	出
伊香保町	石 坂 實	合併対策課長	出
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長	出
子持村	後 藤 光 好	企画課長	出
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長	出
北橘村	町 田 進	企画財政課長	出

□事務局職員

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事務局長	吉 原 康 之	出	第一調整 G	萩 原 一 夫	欠
事務局次長	五十嵐 研 介	出		狩 野 雅 弘	欠
総務 G	福 島 泰 利	出		飯 塚 玄 浩	欠
	寺 島 剛	出		土 屋 輝 夫	欠
	田 中 光 一	出	第二調整 G	高 橋 喜太郎	欠
計画 G	藤 岡 孝 広	欠		狩 野 輝 夫	欠
	笹 原 浩	欠		灰 田 幸 治	欠
	金 井 裕 昭	出		矢 島 啓 邦	欠
	須 田 茂 之	出	推進 G	立 見 俊 幸	欠
				田 中 和 彦	欠
				加 藤 修	出
				木 村 毅	出

□傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	社 名	
一 般	4 名	
合 計	4 名	

2 会議に付した案件

□報告事項

- 報告第22号 渋川地区市町村合併協議会会長の選任について
- 報告第23号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について
- 報告第24号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告
- 報告第25号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出決算
- 報告第26号 協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」について
- 報告第27号 新市の市章選定小委員会報告
- 報告第28号 市町村合併に伴う本庁及び分庁舎(別館)の配置組織について
- 報告第29号 渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置について

□協議事項

- 議案第23号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出補正予算
- 議案第24号 協議項目24-18「上水道等の取扱い」について

□その他

- (1)次回会議日程について

開 会 （午後 3 時 0 0 分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第 9 回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。

きょうは、第 9 回の法定協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におきましては大変お忙しいところを協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、私ごとでありますけれども、去る 5 月 22 日の渋川市長選挙におきましては、皆様方の温かいご支援をいただきまして再選を果たすことができました。ここに心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。また、さきに行われました正副会長会議におきまして、改めまして本協議会の会長に選任をされ、重責を再認識しているところであります。引き続きまして、委員の皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、新市誕生まで 8 カ月を切ったところでありますが、この 6 月 15 日には群馬県議会の合併議決を経て、知事から合併決定書が 6 市町村に交付されました。合併に向けての法的手続きは、残すところ総務大臣の告示のみとなったわけであります。現在合併協議会の専門部会や分科会では、6 市町村がスムーズに新市へ移行できるように細かな事務事業の調整やら条例の整備等に取り組んでいるところであります。本日の協議会におきましては、報告事項 8 件と合併協議会補正予算等のご協議を予定されております。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございました。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第 11 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は 45 人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数 50 人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

まず最初に、会議録署名人であります、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。この件につきましては、各市町村の特別職をお願いすることとしておりますので、今回は小野上村の野村助役さんをお願いいたしましたので、名簿順によりまして、今回は子持村の信澤助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第22号 渋川地区市町村合併協議会会長の選任についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第22号 渋川地区市町村合併協議会会長の選任について

事務局長（吉原康之君） 議案の1ページをごらんいただきたいと思います。報告第22号についてご説明申し上げます。

渋川地区市町村合併協議会会長の選任について、次のとおり報告するものであります。

渋川地区市町村合併協議会の会長である渋川市長の前任期の満了に伴い、渋川地区市町村合併協議会規約第6条の規定に基づき、6市町村の長による協議の結果、渋川市長、木暮治一を本協議会の会長と定めたので報告するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第22号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等もないようですので、お聞き取りいただいたことで、次の報告に移ります。

報告第23号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

報告第23号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

事務局長（吉原康之君） 3ページをごらんいただきたいと思います。報告第23号についてご説明いたします。

渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について、次のとおり報告するものがあります。

以下の表にありますように、1号委員でありました伊香保町の関口町長さんの死去に伴いまして、1号委員を現村尾町長さんに変更するものでありまして、2号委員は、ただいまの変更に伴いまして、2号委員を記載のとおり宮本助役さんに変更するものがあります。3号委員につきましては、渋川市では新井委員さんから大島委員さんに、北橘村では楯委員さんから吉田委員さんに、それぞれ議会における人事により変更するものがあります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

まず最初に、伊香保町長であります村尾町長からお願いをいたします。

委員（村尾隆史君） 村尾でございます。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 続きまして、伊香保町助役であります宮本委員さんをお願いいたします。

委員（宮本金男君） 皆さん、こんにちは。6月15日付をもちまして助役に任命をされました宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 続いて、渋川市議会議員であります大島委員さんをお願いいたします。

委員（大島勝昭君） 渋川市議会選出の大島勝昭でございます。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 続きまして、北橘村議会議員であります吉田委員さんをお願いいたします。

委員（吉田利治君） 大変お世話になります。北橘の吉田利治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。新しい委員さんの皆様にはよろしくをお願いをいたしたいと思います。

それでは、次に報告第24号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告及び報告第25号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出決算については関連がございますので、一括議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第24号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告

報告第25号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出決算について

事務局長（吉原康之君） 5ページをごらんいただきたいと思います。報告第24号についてご説明いたします。

平成16年度渋川地区市町村合併協議会事業報告について、別紙のとおり報告し、承認を求めるものであります。

7ページをお願いいたします。まず、1の協議会関係であります。協議会につきましては平成16年9月1日に渋川地区市町村合併協議会ということで設置をしたわけであります。表の冒頭であります。9月24日に開催をいたしました第1回協議会では、合併協議会設置までの経過及び協議会規約等の報告のほか、記載の項目につきまして協議をしていただきました。第2回以降、本年度におきましては第1回を含め7回の協議会を開催をいたしまして、それぞれ記載の項目について報告及び協議等をしていただきまして、調整方針の決定等をしていただいたところであります。

8ページをお願いいたします。2の小委員会ではありますが、(1)の議会の議員の定数等に関する小委員会では任意協議会から引き続いて記載の日程で議論をしていただきました。

(2)の新市名称候補選定小委員会では、記載のとおり3回の小委員会を開催をいたしまして、第2次選定まで行いました。これについては、既にご報告をしておりますとおり、昨年12月5日の第4回協議会で正式に渋川市と決定をしていただいたところであります。

次の3の新市建設計画の策定では、記載の手続を踏んで策定を進めまして、昨年12月24日の第6回の協議会におきまして計画書の配付をさせていただいたところであります。次の4の事務事業の調整方針の策定以下につきましては、事務的なものが中心でありますので、説明は省略をいたします。

11ページをお願いいたします。報告第25号についてご説明を申し上げます。平成16年度渋川地区市町村合併協議会歳入歳出決算について、別紙決算書のとおり監査報告を付して報告し、承認を求めるものであります。

歳入総額であります。1,290万1,534円、歳出総額1,117万7,960円で、歳入歳出差し引き残額は172万3,583円でありました。

13ページをお願いいたします。まず、歳入であります。表は上段にあります左から款、項、目、予算現額、収入済額、備考欄という順序で項目を設けてお

りますが、予算現額の中央にあります計の欄と、やや右の方になりますが、収入済額を対比させながら必要に応じまして当初予算額、補正予算額の状況をあわせて説明いたしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の負担金であります、計の欄1,272万4,000円ですが、これは当初予算額1,022万4,000円につきまして、補正予算額の欄にありますように250万を増額した結果であります。後ほど説明いたします歳出予算の補正増に伴うものであります。収入済額の欄ですが、予算現額と同額の1,272万4,000円でありました。関係市町村の負担額は、それぞれ備考欄に記載のとおりであります。

次に、2の諸収入は預金利子及び任意協議会の残余金ですが、収入済額の欄にありますように預金利子20円と任意協議会残余金17万7,523円の収入でありました。

以上の結果、最下段ですが、予算現額1,290万2,000円に対して収入済額1,290万1,543円でありました。

14ページへお願いいたしたいと思します。歳出ですが、先ほど申し上げました歳入の場合とおおむね同様の方法で説明をいたしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

まず、一番左側になりますが、1款の協議会費は当初予算440万4,000円に對しまして、135万2,000円の補正を行いました。この結果、予算現額は計の欄ですが、575万6,000円となり、これに対する支出済額は452万2,715円で、123万3,285円が不用額となりました。これにつきましては、後ほど説明いたします会議費及び事務局費におきまして、比較的不用額が多額になったことによるものであります。

次に、1目の会議費ですが、予算現額の計の欄286万4,000円に對しまして、支出済額は220万2,734円でありまして、この内訳につきましては1節の報酬以下に記載のとおりですが、詳細については説明を省略いたします。

次に、2目の事務局費ですが、予算現額の計の欄289万2,000円に對しまして支出済額は231万9,981円で、不用額は57万2,019円となりました。これは、以下にあります7の賃金、11需用費、14の使用料及び賃借料に比較的多額の不用額が出たことによるものであります。各節の詳細については説明を省略をいたしまして、次に15ページをお願いいたします。

一番左側になりますが、2款の事業費であります。当初予算額552万1,000円に對しまして、後ほど説明いたします印刷製本費に充てるため132万5,000

円を補正し、予算現額、計の欄であります、684万6,000円といたしました。支出済額は665万5,245円で、この内訳となります。1項1目の広報費であります、予算現額の計の欄であります、265万1,000円に對しまして支出済額は246万495円で、不用額は19万755円となりました。この広報費では、11節需用費の欄の支出済額246万495円とありますように、需用費における協議会だよりに係る支出が主なものであります。

次に、2項1目の調査研究費であります、予算現額の計の欄419万5,000円に對しまして支出済額は419万4,750円で、これは13節の委託料に係るものでありまして、内訳は備考欄にありますように新市建設計画策定業務以下をそれぞれ記載のとおり執行したことによるものであります。

3款の予備費であります、記載のとおりであります。

以上の結果、最下段であります、歳出合計は予算額1,290万2,000円に對しまして支出済額1,117万7,960円で、不用額172万4,040円となりました。欄外は、冒頭で申し上げたものであります、歳入歳出差し引き残額172万3,583円は次年度へ繰り越すものといたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、監査委員によります監査が行われておりますので、監査委員の阿久澤さんから監査報告をお願いいたします。

監査委員（阿久澤 明君） 監査報告を申し上げます。

平成16年度渋川地区市町村合併協議会歳入歳出決算監査報告書。平成16年度渋川地区市町村合併協議会歳入歳出決算について、会計監査を行ったところ、計算に誤りはなく収支ともに適正であると認めます。平成17年5月18日、監査委員、阿久澤明、監査委員、田子玲子。

以上でございます。

議長（木暮治一君） ただいま監査委員から監査報告がされました。報告第24号及び報告第25号につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等もないようですので、お諮りいたします。

報告第24号及び報告第25号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第24号及び報告第25号は原案のとおり承認されました。

続きまして、報告第26号 協議項目24—19「公共下水道等の取扱い」につ

いてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第26号 協議項目24—19「公共下水道等の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） それでは、19ページをごらんいただきたいと思います。
報告第26号について説明を申し上げます。

協議項目24—19「公共下水道等の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。調整方針につきましては、以下にありますとおり平成16年5月27日の任意協議会において決定をしていただいたところであります。このうち2につきましては、ただし書きにおいて伊香保町については5年間で段階的に調整するとされておりましたことから、また5については県の補助制度の変更に伴い、渋川市及び北橋村において補助制度の変更があったことから、その後分科会等におきまして引き続き検討を行ってまいりました。

その結果であります、欄外にありますように2については伊香保町の下水道使用料は初年度、3年度、5年度の3段階で調整するものとし、5につきましては合併浄化槽整備事業制度については、渋川市の例により合併時に統合するものであります。

21ページをごらんいただきたいと思います。表の上から2段目の調整方針の欄であります、ただいま説明をいたしましたように、下水道の使用料については記載のとおり変更するとするものであります。

次に、表の右側の方に調整理由等の欄がありますが、ここでは3段階に分けて改定する理由について整理をしてあります。要旨を申し上げますと、改定後のアップ率がおおむね20%以内におさまること、また毎年度改定することにより、住民の影響が大きくなることから、1年度置きに改定した方が住民に影響が少ないということからであります。

次に、左側にあります現況の欄であります、まず1は関係市町村の現在の下水道使用料の状況でありまして、この表の下段にありますように一般家庭1カ月30立方メートルを使用した場合の使用料では、ごらんのとおり伊香保町の1,500円以外は、いずれも伊香保町のほぼ倍額の2,900円から3,000円の範囲にあります。

次に、その下にあります調整の結果であります、表の左側にありますものが、上の表にあります渋川市の現行の料金を再掲したものでありまして、これに伊香保町の料金を3段階に分けて合わせるといたしまして、具体的にはその右に整理

してあります料金表のとおり平成18年4月1日、平成20年4月1日、平成22年4月1日に一般用をそれぞれ記載のとおり改定するものであります。温泉用につきましては、記載のとおり毎回1円ずつ改定するとするものであります。この結果を基本に、一般家庭で1カ月30立方メートルを使用した場合を想定して計算をして整理をいたしてみますと、右側の調整理由の欄にありますように平成18、19年度の場合1カ月1,800円、平成20年、21年度の場合2,310円となります。

23ページをお願いいたします。これは、ただいま説明をいたしました改定結果と現行の使用料とを区分別、使用料別に比較をいたしましたもので、表の一番右側になりますが、このようにして調整が済みますと現行に比較いたしまして、それぞれ記載の改定率となります。この行の一番下になる欄であります、148%が全体の改定率となります。

25ページをお願いいたします。これは、合併浄化槽設置事業補助制度の変更に係る資料でありまして、調整方針の欄であります、先ほど議案で申し上げましたとおり変更するものであります。現況の欄になりますが、2の助成制度であります。まず、左側の細項目の欄の1及び2であります、1では平成16年度の助成制度を、2では渋川市及び北橘村の変更後のものを加えた平成17年度の助成制度をそれぞれ整理したものであります。渋川市の欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、1の冒頭にあります人槽別助成金額を2にありますように、それぞれ既に変更しておりまして、この変更については北橘村も全く同様であります。このほか、渋川市では最下段の3にありますように、単独浄化槽につきましては新たに補助金制度を設けたわけであります。

27ページをお願いいたします。やや事務的な内容の資料であります、ただいまの資料に関連した資料でありまして、まず冒頭にあります表は、今回県の補助率3分の1から5分の1の変更が具体的にどんな状況なのか整理したもので、5人槽という欄であります、その欄をごらんいただきたいと思います。その欄で説明いたしますと、まず(A)の欄、補助基準額が27万9,000円で、これまで3分の1の場合は、すぐその右になりますが、9万3,000円、それが5分の1に引き下げられたことから、その右側のCという欄がありますが、5万5,000円となりまして、さらにその右にDという欄にありますように、この額は従来の59.1%ということになります。

以下、同様にごらんをいただきまして、その右の表をごらんいただきたいと思います。この表の左側の から でありまして、5人槽の欄でやはり見てみますと、 はこれまでどおり補助額を27万9,000円を変更しない場合で、この場合

につきましては県が補助率を引き下げた分市町村が負担するというもので、市町村の額は左から４列目の１３万１,０００円となります。

次に、は補助額を記載のとおり１９万８,０００円と減額しても、左から４列目の市町村の負担額９万３,０００円とありますように、これまでと市町村の負担額を変えないとするものであります。

は、市町村の負担額を先ほど見た県の負担額と同様に５万５,０００円に減額するとするものであります。他の人槽につきましても同様に見ていただきまして、説明を省略いたします。

それから、欄外にありますように、ただいま説明をした網かけの部分が県の助成制度変更に伴って変更した渋川市と北橘村の平成１７年度の補助制度でありまして、今回の調整はこれに合わせることにしたものであります。

次に、真ん中の表については説明を省略をいたしまして、下段にあります、まず左側の表であります、これは平成１７年度予算ベースの関係市町村の設置予定基数を前提に県の補助制度変更前、つまり県の補助率が３分の１として国、県及び市のそれぞれの補助負担額を整理したもので、網かけの一番右側にあります６,３５８万５,０００円が国等の合計補助負担額で、その左の欄、市の負担額は２,１１９万５,０００円となります。これと、この表の右にありますものが今回の調整結果をもとに整理したものでありまして、表の中ほどの網かけの部分であります、左の表と同様に見ていただきまして、合計の欄４,５１８万４,０００円が国等の合計補助負担額で、現行よりも減額になることがわかります。その左の欄が市の負担額で、先ほどの現行のものと変わらないことがわかります。表の最下段であります、市の単独事業分を加えたものであります、やはり網かけの部分を同様に見ていただきまして、補助額の合計及び市の負担額がそれぞれ記載のとおり増額になります。この単独事業につきましては、この資料の左側最下段の記載のとおり、単独浄化槽やくみ取り槽を設置している人が合併浄化槽設置をする場合に補助金を上乗せをして補助金を出すものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第２６号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。

報告第２６号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ご異議ございませんので、報告第26号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第27号 新市の市章選定小委員会報告を議題といたします。

小委員会報告につきましては、小委員会の大澤副委員長さんからご報告をお願いいたします。

報告第27号 新市の市章選定小委員会報告

新市の市章選定小委員会副委員長（大澤歳男君） それでは、新市の市章選定小委員会の結果についてご報告申し上げます。なお、渋川市議会選出委員の変更により、委員長が不在となっておりますので、副委員長の私からご報告申し上げます。

5月20日に第1回新市の市章選定小委員会を開催し、委員長及び副委員長の選任と市章デザイン募集要綱及び選考方法について協議いたしました。

まず、1の委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長に渋川市議会議員の新井委員を、副委員長に大澤を選任いたしました。

次に、2の市章デザイン募集要綱及び選考方法については、別紙のとおり決定いたしました。詳細につきましては、事務局から説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

以上であります。

議長（木暮治一君） 続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（吉原康之君） それでは、33ページをごらんいただきたいと思います。新渋川市の市章デザイン募集要領についてご説明いたします。

まず、1のこの要領制定の趣旨であります。記載の6市町村の合併によりまして、平成18年2月20日に誕生する新渋川市にふさわしい市章を選定するためであります。

次に、2の募集の方式であります。一般公募といたします。

3の募集期間は、この6月1日から7月29日までとしておりまして、応募資格は次の4にありますように、特に制限はいたしません。

5の応募の基準であります。主なものを説明いたしますと、（1）は新市建設計画の将来像、記載のとおりであります。これにふさわしい市章であること。（2）は、市章が新しい市のいろいろな分野で使用されますことから、例示いたしましたようにあらゆるものに使用できるデザインであること。一つ飛ばしまして、（4）であります。現在の6市町村の市町村章は選考の対象外といたしま

す。少し飛ばしまして、(7) にありますように未発表の作品であること。そして、最後の(8)ですが、他の市町村章、商標、マーク等に類似したものでないことなどであります。

次に、応募の制限であります。応募用紙 1 枚につき 1 作品としていますが、1 人何点でも応募は可能であります。

7 は、応募の方法であります。所定の応募用紙か白色の用紙に縦横 15 センチの枠を書いたものということで整理をいたしております。

次の 34 ページをお願いいたします。8 の応募先であります。郵送の場合は(1) のとおりでありまして、持参の場合は記載の箇所にということで整理をいたしております。

9 の賞金であります。最優秀賞、採用作品ということになりますが、1 点 20 万円、それから優秀作品 4 点程度各 2 万円としております。

10 の選考であります。先ほどの報告のとおり小委員会を設置し、後ほど説明いたしますようにアドバイザー、小委員会、正副会長会議の協議を経まして決定することにしております。

以下は説明を省略をいたしまして、35 ページをごらんいただきたいと思います。これは、選考の方法を整理をいたしたものであります。

1 では、まず 1 次選考ということで、アドバイザーによりまして応募の基準に合致し、デザインのすぐれた作品 10 点程度を選定し、審査講評を添付していただきます。同時に類似商標等の調査も行っていただくことにしております。

次の 2 では、1 次選考を踏まえまして、優秀作品 5 作品選定をいたしまして、そのうちから 3 作品程度を候補作品といたします。

3 の正副会長会議では、2 次選考作品につきまして採用作品 1 点を決定していただき、これについては、4 にありますように協議会に報告することにしております。

37 ページをごらんいただきたいと思います。これは、小委員会委員の名簿であります。表のとおりであります。発足後、3 号委員のところがありますが、浜川市の新井委員から小林委員に変更となりました。最下段は、アドバイザーであります。創造学園大学教授の大木紀元さんにご委嘱をすることにいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま大澤副委員長からの報告と事務局からの説明がありました。

報告第 27 号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ごさ

いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第27号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第27号は原案のとおり承認をされました。

それでは次に、報告第28号 市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎（別館）の配置組織についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第28号 市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎(別館)の配置組織について

事務局長（吉原康之君） 39ページをごらんいただきたいと思います。報告第28号についてご説明申し上げます。

市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎（別館）の配置組織について、別紙のとおり報告するとするものであります。

41ページをごらんいただきたいと思います。市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎（別館）の配置組織について整理をした資料であります。組織の配置につきましては、既に決定をしていただいております組織機構の整備方針に基づきまして、具体的には1にありますように、移転する部署について幾つかの基本的な考え方をもとに整理をいたしました。

まず、（1）は住民ニーズの適切な対応ということでありまして、以下の記載のとおりであります。要旨を申し上げますと、転入、転出等にかかわる部署、それから福祉、税務など窓口業務として住民に関係の深い部署は本庁に配置することにいたしました。

（2）は、組織運営に係る管理部門の一元的な配置であります。これらの部門は、本文1行目後段にありますように、横断的な連携が必要なことから、市長等が在籍する本庁舎に配置することにいたしました。

（3）は、体系的な組織機構の確保ということであります。現在の組織機構は、条例等に基づきまして部を中心に記載のとおり設置されておりまして、これを踏まえまして迅速な事務の執行、指揮、命令系統の確保という視点で整理をいたしました。

2の具体的な検討であります、ただいまの基本的な考え方をもとに検討いたしました。

まず、(1)の移転部署の規模の検討ということでありますが、本文1行目にありますように本庁舎の現在の事務スペースは臨時職員等を含めまして約350人となっております。新市では、類似都市等の数字を参考にいたしますと、約100人増の450人程度になると見込まれておりまして、これをもとに本文の4行目にありますように移転部署の規模は約100人を目安といたしました。

この人数を踏まえまして、(2)にあります移転部署の検討を行いました。まず、最初の本庁舎に設置しておくことが望ましい部署といたしまして、 になりますが、先ほど説明をいたしました1の(1)に該当する市民部、保健福祉部、健康管理課は除きますが、総務部、それから になりますが、先ほどの1の(2)に該当する企画部、総務部等記載の部署であります。

次に、移転対象といたしまして検討する部署ということで、このページの最後の2行にありますように、以上の理由からただいま申し上げました部署を除いた経済部、建設部、水道部、教育委員会を移転対象部署として、まず整理をいたしました。

42ページをお願いいたします。(3)の移転部署の選定であります、以下にありますようにただいまの四つの部署の職員数から見た事務スペースの状況を整理をいたしました。まず、経済部、農業委員会は職員、臨時職員数とを合計いたしますと31人でありまして、以下同様に建設部は50人、水道部は26人、教育委員会は28人という状況であります。これらの状況を踏まえまして、次に整理をいたしましたように移転部署については新市本庁舎の増加人員、先ほどおよそ100人程度の職員が増加すると申し上げましたが、それに資料保管スペース等に対応するため、以下に整理をいたしました具体的な理由によりまして、建設部、水道部及び教育委員会とすることにいたしました。理由であります、一つは市長部局の一体性ということから、水道部及び教育委員会を移転することといたしまして、もう一つは新市本庁舎における増加人員や資料の保管スペースなどに対応するため、先ほど見た現職員数の多い建設部を移転することにいたしました。

最後の本庁舎及び分庁舎(別館)であります、廃止組織についてありますが、ここでは冒頭でご説明いたしました1の基本的な考え方に加えまして、本庁舎及び分庁舎(別館)であります、組織配置について考え方をそれぞれ整理をいたしております。

まず、(1)の本庁舎の組織配置であります、配置する組織は分庁舎に移転する、別館であります、別館に移転する建設部、水道部及び教育委員会以外、

後ほど説明いたしますように、43ページになりますが、そこで示すように配置の考え方といたしましては、住民にかかわりの深い住民窓口部門、福祉部門及び税部門を1階に配置いたしまして、来庁者の利便を図ることにいたしました。

次に、(2)の分庁舎(別館)の組織配置であります。配置する組織はこれまでの説明のとおりでありまして、配置の考え方といたしましては市民の訪れる機会の多い部署を玄関ホール近い配置といたしまして、来庁者の利便を図ることにいたしました。なお、本庁舎及び別館いずれにも組織配置の細部につきましては、職員数の配置が確定しておりませんので、内容については流動的な要素もあるということで、ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

43ページをごらんいただきたいと思います。これは、本庁舎の組織配置図でありまして、下の図が1階で、上の図が2階であります。まず、1階についてご説明いたしますと、図の右側から玄関にあります、これは東側でありまして、左側が西となります。南側の組織配置は、玄関に近い方から市民課、高齢対策課、社会福祉課を配置いたします。これらの課は、現在とほぼ同様の位置であります。全体的にスペースが広がることになります。

次に、ただいまの相向かいの北側の組織配置であります。玄関に近い方から市民ホールに続きまして、収入役室、会計課、群銀派出所とし、これらは従来とほぼ同様の位置であります。会計課のスペースを広げる必要があることから、収入役室の点線の部分を取り壊し、実線のような改修を行うことにしております。会計課に続きますトイレ、湯沸かし室についてはそのままでありまして、湯沸かし室の左側の点線の表示は、現在税務相談等を行っている部屋であります。これを取り壊すことを示しております。そして、このスペースと現在税政課を配置しているスペースには、図にありますように左側から市民生活課、それから環境課、それからレセプト点検の担当、それを配置していくことにしております。そして、このスペースと現在税政課が入っているスペースにつきましては、ただいま申し上げましたとおりであります。それで、レセプト点検につきましては、市民課と離れるわけではありますが、この業務は臨時職員等が担当している内部業務でありますので、そういった問題点はやや離れますが、ないということで整理をいたしております。これは、もう一つの理由としては、南側のスペースを先ほど申し上げましたようなことで、やや広げる必要があることからこういった配置をすることにいたしました。

それから、図の一番左側であります。現在の経済部、水道部等の位置になりますが、図のように税政課を改編をいたしました税務課と納税課を配置すること

にしております。納税課という表示の左側には、税務相談等のための会議室を新たに設置いたします。ただ現状と変更はありません。

次に、上にあります2階になりますが、やはり図の右側から説明をいたしますと、市長室及び市長応接室から記者クラブという表示のところまでは、変更がありません。記者クラブの左側になりますが、現在の企画課、情報管理課、行政課の位置に財政課を配置いたします。監査委員室は、現状のところは変更はありません。ただいまの課等の向かい合いになりますが、やはり図の右側からになりますが、財政課の後には庁議用の会議室を設けることにしております。これに続きます応接会議室、トイレ、湯沸かし室等は変更ありません。現在の建設部の後には、図に示すとおり右側からになりますが、観光課、商工振興課、農林課、それからややずれますけれども、農業委員会を配置することにいたしております。

それから、図の一番左側になりますが、現在の教育委員会が入っている、あいたスペースには図に示すとおり情報管理課、企画課、新設の地域調整課、行政課及び新設の職員課を配置いたします。教育長室は、改修をいたしまして、事務スペースといたします。現在の教育長室は、右側の教育相談室というのがありますが、それにつきましてはそのまま会議室として使用することにしております。他は現状のままであります。

44ページをお願いいたします。これは、分庁舎（別館）等の配置図でありまして、表示のとおり網かけの部分に建物があります。図の上部が北となりまして、図に向かって左側が西、右側が東となりまして、図の下部、これは南側になるわけですが、市道駅前通り線、通称市役所通りであります。駐車場、出入口等は図のとおりであります。

次に、45ページの図をごらんいただきたいと思います。これは、分庁舎（別館）の事務室の配置図であります。先ほどの基本的な考え方に沿って配置をいたしました。ここでは、図の左側の上段から説明いたしますと、方向ではおおむねこの部分が北になりますが、まず建設部であります。図に示しますように、左から建築住宅課、土木管理課、区画整理課、都市計画課を配置いたします。通路を挟みまして、水道部であります。図に示しますように左から水道課及び下水道課を配置いたします。さらに、水道部の下になりますが、教育部でありまして、図に示しますとおり左から学校教育課、体育課、管理課、生涯学習課を配置いたします。図の最下段になりますが、表示のとおり教育相談室、教育長室、それに続いて文化財保護課を設置いたします。会議室、文書庫及び多目的室等につきましては、図に示すとおりであります。詳細については説明を省略いたします。

なお、欄外には本庁舎の会議室の現況ということで、面積を整理しておきまし

たので、参考にさせていただければと思います。

先ほどの話と繰り返しになりますが、まだ人間的な配置が詳細に整理ができておりませんものですから、この配置につきましても流動的な要素があるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第28号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（中澤広行君） 伊香保町の3号委員の中澤でございます。

ただいまの報告事項についての質問でございますが、物理的にはるるご説明していただいたとおりによく理解できるものであります。また、合併協定書の中には本庁の位置ということで、ただいまの渋川市役所のみが記載されているわけですが、別棟という取り扱い方だという考えの中では協議会の確認事項としては、これも理解できるものであります。また、各合併構成自治体の応分負担分についても、これも理解できるものでありますが、今回の別館を改築するに当たって、各自治体に負担金が求められているという部分で、この上程の仕方にいささか問題があるのではないかと考えておるわけでございます。というのは、やはり先にこの協議会でるる協議した結果をしまして、各構成自治体でその議決を可決するのが普通の順番の流れではないかと、当議会におきましては6月定例会の議案配付のときに初めてこの問題が明るみになったというわけであります。もちろん議論はしまして、その部分を除いた部分ということで修正で可決させていただいたわけでございますが、残念ながらいまだに予算化できておりません。というのは、やはり上程の仕方に問題があったのではないかとと思われるわけでございます。今後のことも含めて、このような問題があると大変困るわけでございます。というのは、やはり定例会で初めて上程されたわけでございますから、3号委員はこの話を聞いているかと、ほかの議員さんから質問があった際には、私も聞いていないんだと、答えることができませんでした。今後このような問題がないようにしていただきたいと思いますが、この上程の仕方に問題がなかったかどうか、まずご質問させていただきます。

事務局長（吉原康之君） 若干協議項目の協議に当たっての考え方等について、まず触れてみたいと思います。

今回の組織機構につきましては、平成15年の12月でありますけれども、組織機構についての協議をしていただきまして、一応その協議会の中では後ほど定める整備方針に基づいて組織機構の整理をするという決定をしていただきました。その後、事務局あるいは専門部会等を開催いたしまして、これは約1年ほどかけ

たわけでありますけれども、組織機構の整備方針を決定をし、平成17年の2月でありましたが、協議会に諮りまして、これを報告したわけでありますけれども、一応そういう方針で進めていいたろうということで決定をしていただきました。それに基づいて、それも先ほど申し上げました本庁舎の事務スペースにつきまして、るる検討したわけでありまして、先ほどの説明でも申し上げましたように、その結果、これは類似都市あるいは現在の各支所等の移動の状況等を、これはまだ先ほど申し上げましたように確定はしておりませんものですから、かなり概数的な要素があるわけでありますけれども、100人程度の事務スペースが足らなくなるという、こういう整理ができたわけであります。

基本的には繰り返しになりますけれども、整備方針に基づいて整理をした結果でありますから、それに基づいてただいま申し上げましたような100人程度の不足ということが生じたわけであります。結果的には、ただいまいろいろ報告をさせていただいて理解をお願いをしている旧ジャスコ渋谷店の買収という話が出てきたわけでありまして、これにつきましてはジャスコ渋谷店の買収の特殊事情、これは裁判所の競売物件であったというようなことでありますから、そういう意味ではやや事後的ではありましたが、正副会長会議等に報告をして承認をしていただいたところであります。基本的には、これも繰り返しになりますけれども、協議会で決定された整備方針に基づく組織の配置に伴う別館ということで整備をさせていただくということでありますので、特に協議会に決定をしていただくということは考えておりませんので、現在報告をしているような形で最初から整理をしたいというふうに考えておりました。

それと、もう一つ、協議項目の協議の仕方につきましては、これは当初の協議会のときに25項目についての協議をしていただきました。これについては、既にそれぞれ決定をしていただいているわけでありますけれども、それからいろいろ派生する項目を積み上げますと、1,500項目にわたる項目があるわけでありまして、そういったものすべてを協議会に諮るというようなことは当然しておりませんので、大きな方針であります25の協議項目の大きな方針に基づいて1,500項目について協議をしていると、ただそれの中にも重要なものがありますと正副会長会議等を経て協議会に報告をして承認をお願いしている、こういう手続はとっておるわけでありますが、そういったことでこの別館についても整理をしたということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（中澤広行君） ありがとうございます。大変物理的なことは、私も理解しているつもりであります。ただ最後に言っていた、この問題は1,500項目の中でも特に予算化を事前に伴う問題でありまして、我々にとってもいきなり出て

きた議案では困るわけでございます。ご説明があったとおりに、これは一度正副会長会議できちんと議題に出て承認されている問題でありますか。一度確認させていただきます。

事務局長（吉原康之君） これは、先ほど申し上げましたようなことを前提に、事務局といいますか、協議項目に対する考え方をもとに整理をしてきたわけでありまして、かなり多額な経費がかかるわけでありますけれども、これと類似な整理の仕方としては、電算の統合等がありまして、これについても今回の改修とある意味では全く同一の整理で、既にそれぞれ各市町村にご負担をお願いして、現在統合作業を進めているという、そういう状況がありますから、そういったことと基本的には全く同じ整理で対応してきたと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

委員（中澤広行君） 大変質問が何度にも及んで、大変申しわけないんですが、これはその電算化に関しては当然起こり得ることだろうと、我々も予測できるものですから、そういったものの予算化に関しては当然それなりの対応はしなければいけないんですが、こういう特殊事情において予算化されるべき問題は、やはり事前に協議会で報告なり協議なりが必要でなかったかと思われるわけですが、もう一度確認いたします。正副会長会議で、この部分は協議されたのでしょうか。

事務局長（吉原康之君） 先ほど申し上げましたように、正副会長会議ではご報告をし、承認をしていただいたということであります。

それで、つけ加えさせていただきますけれども、今後合併準備経費というようなことで、今それぞれ各市町村に照会をして、これは平成18年度の予算にも絡む話でありますけれども、そういった対応で今回と場合によっては同じような対応が出てくるというようなことがありますので、その辺は今回と全く同じ対応をするという、そういう方針でありますので、よろしく願いしたいと思います。

委員（小池春雄君） 伊香保町の3号委員の小池です。

先ほどの回答を聞いていて、私もちょっと腑に落ちないので、やはりこういう重要なものというのは、何のためにこういう協議会があるのかという趣旨から見ますれば、これは協議会でこういうものは十分審議をしてもらうことが大事だと思うんです。渋川市というのはどうしても、中心になるところというのはどちらかというとのみ込む方という感じを持っています。だけど、周りの町村といのはやっぱりのまれる感じというのを持っています。そういうことで、すべてがどうもそういう形でこれからも運営されると、やはり伊香保町というのは人口にしまして23分の1ぐらいの地域ですから、その辺大変危惧を持っております。あたかも事務的にはそれが正しいんだと言わんばかりの言い方ですけども、この前に

ありました議場の建設につきましては、ちゃんとルールにのっとりまして各3号委員が集まって、そして現場を見て、そして決定を見まして、それでこの委員会に報告していますよね。今回のこれもそういうふうな手順を踏むべきだったんじゃないんですか。それが全く必要ないんだというような、切って捨てるような言い方に対して、私は物すごく不信感を持つんですけども、今後もまたこのような運営で行っていくのかどうかということを再度問いたいと思いますけども、お願いします。

事務局長（吉原康之君） 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、まず整備方針を決めていただきまして、その整備方針に基づいて今回整理をさせていただいたと、こういうことでありまして、その中の整理では本庁と支所方式のほかに分庁方式という整理の仕方もあるわけでありまして、今回は本庁と支所方式ということで整理をさせていただいたわけでありまして、ですから、そういう意味では本庁と支所というのは全く変わらない状況で、その整備方針に基づいて承認を得ている話を前提に整理をしてきたわけでありまして、先ほどご説明いたしましたように、本庁の別館ということでもありますから、そういう意味では既に大方針は決定していただいていると、こういうことであります。

ただ議場のお話もありましたけれども、議場は全く今まで協議会にのっていない話でありますから、これは議会の方のほかの事務、これはまだ現在調整中でありまして、そういった中で一番議場の状況をよく承知されている議員さんを中心にした小委員会、運営委員会でありまして、設定をして、それは決定をされていない話ですから、現在検討していただいて決定をした、そういったものを協議会に報告していると、こういうことでありますから、議場の場合と今回の本庁舎の別館の整理は違うということでもありますので、よろしく願いいたします。

委員（小池春雄君） 大変強気な回答なんですけども、この問題というのは正副会長会議では諮られたという話でした。しかし、ここに法定協議会があるわけですから、少なくともこの中で全体の共通認識を持った中で、そして各自治体に予算を要求するというのが本来のあり方ではないかというふうに言っているんです。本来そうじゃないんですか。だから、私は一例を挙げました、議会棟のことで。単純にそうすばすばとやるもんじゃなくて、じゃここの協議会というのは何のための協議会なんですか。皆さんが出したものをただ追認するだけですか。協議をしてほしいから協議会でしょう。協議をしない協議会なんてない方がいいじゃないですか。何のための協議会なんですか。少なくともルールでそのぐらいのことは出してもらって、そうすれば私たちだって議会の中でもこのことが、予算のこ

とが出ればわかります。でも出ていなければわからない、ほかの議員さんも3号委員は知っているわけじゃないかと、いや聞いていませんからと、そんなばかな話があるかというふうに伊香保町ではなっているんです。そういう部分では、少なくとも協議会の場に出すべき事案ではなかったと言っているんです。事務局はそう答えていますけども、今後の進め方においてこの協議会の中で責任ある方、その人の回答をちょっと得たいと思いますけど、いかがですか。

議長（木暮治一君） ただいま事務局長からる説明がされました。各予算編成につきましても、それぞれ基本につきましては決定をさせていただいております。ただいま問題となっておりますジャスコ跡の分庁舎としての利用につきましては、ご協議いただいているわけでありますから、それをもとにして予算編成を行っているわけであります。その過程においては、各市町村それぞれの分担比率があるわけでありますから、その中の予算を編成をさせていただいているわけであります。そういったことで、改めてこの中でそのための予算をご審議をいただくということはないわけであります。そういったことでよろしくお願いします。

委員（小池春雄君） そのやり方はわかるんです。進め方もわかるんです。でも、少なくともそういうことというのは、予算のことを私はここで論議してほしいと言っていないです。こういう形で今後やっていくと、それは正副会長会議の中だけではわかったかもしれないけれども、それはこの法定協議会の中でも決まったものを追認させるんじゃないくて、どういう方法がいいのかということを本来審議をすべきではなかったのかというのが1点です。私は、これについては伊香保町の議会ではちょっと今の法定協のやり方に問題があるんじゃないかという意見が多数を占めました。そういう中においても、今度はじゃ伊香保の議会の3号委員はしっかりとして法定協の中で発言をしていくと、今後またこのような形で私たちが意見、考えを持っても、そういうことは余り聞かないでどんどん、どんどん進めるんだという方針でいるんですかと聞いているんです。できるもんなら協議できる事項というものをなるべくこの場に、すべてを出せというんじゃないんです。そういう大事なものというのはここに出して、そして協議をしてほしい、今後においてはぜひともそういうことをしていただけないかという、その2点を言っているんです。それについても回答は同じでしょうか。

議長（木暮治一君） 大事な道筋については、協議会に提出しております。そのものにおいて、それぞれ分科会等やそのほかの協議をお願いしているわけであります。そういう結果が最終的には協議会の中で、大きな課題としてご協議いただくものについては協議をされるわけであります。あくまでも細かい分野までそれをやるべきかどうかというものもご判断をいただきたいと思います。っております。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。

細かいもの、これが本当に細かいかというふうに思うんですけども、これは重大な問題ではないでしょうか。その辺の感覚というのが、私どもと今会長さんの考え方のずれがあるんじゃないかなというふうに思います。3,000万の負担金という、総計で、こういったものがそれが果たしてそれほど細かいものであるのか、先ほど話に出ましたが、重要なものはやるけども、重要でないものは一応やらない部分もありますよというような話、ということになると、これもまた重要でないものだというふうな位置づけになってきちゃうんじゃないか、そういう意味で2度も3度も同じようなことを言うのは避けますけれども、今伊香保の3号委員が言っていることは、決して否定的に物事をとらえて言っているわけではないんです。前進的にとらえて、今後このような問題があったときには、きちんと透明感のある提示の仕方、それから議会にかけの部分のやり方、そういったものを出していただいて、十分その審議をしていけるような状況を協議会の会長さんですか、執行部の方々に事務局といいますか、やはり考えていただいて出してほしいというふうに言っているわけです。ですから、その辺の部分について、やはり今後の部分についてこういった問題が起きてくる場合があると想定できますけれども、そこんところはこの問題を一つの轍として検討していくというふうな部分のご回答ぐらいはぜひ出していただきたいと、こういうふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局長（吉原康之君） 先ほどの話と重複をいたしますが、基本的には整備方針というか、策定の方針を決定していただきまして、これも繰り返しになりますけれども、25項目のほかにそういったものに関連した1,500項目があるわけでありまして、これについては繰り返しますけれども、既にそれぞれ説明をして承認を得て進めてきておるわけでありまして、それで、25項目の協議項目のほかに特に具体的な実務に関する問題、例えば予算の計上方法とか、それから財源の確保、それから組織機構の配置でもありますけれども、そういったものについては先ほど申し上げましたように、正副会長会議で報告をし、それぞれ承認をしていただいていると、こういうことであります。ですから、基本方針は25項目の大きな方針の中で決定をしていただいていると、こういうことでありますから、一括的に重要なものも25項目に関連して1,500項目の中にもあるわけでありまして、そういう実務的な問題につきましてそれぞれ予算の計上方法等、繰り返しになりますけれども、そういったものについてはただいま申し上げましたような手続で進めさせていただいているということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

委員（塩野光弘君） 事務局長ね、それが私どもが言っていることに対する答えですか、回答ですか。ものすごくそれは残念だというふうに思います。ある意味では、内部的な問題があったのかなという感じはいたします、伊香保の中で。結果的には、議会のところで認めることができなかったというふうな部分があります。だから、それはある意味では内部的な問題として、今後臨時議会等の中でやっぱり明らかにしていく、検討していくということになると思いますが、やはりその辺の部分について何らかの部分でスムーズさを欠いた部分、それから順逆と申しますか、順序が逆になっているような部分がある、そういうところはぜひ再検討していただいて、今後もしこういったふうな部分の問題が出た場合には、ぜひその順逆を誤らずにやっていただきたい、そういうふうな、いわば提案型の質疑をしているわけですから、それに対してきちんとある程度答えていただきたいというふうに思うんです。答えられないというのであれば、これは仕方がないだろうと、それは後々の問題になりますけれども、そんなことを言うつもりはありませんので、ぜひそこんところはもう少し素直に受けとめていただいて、今後の対応としてこういうふうにしたいというふうに要望を酌み入れていただくというぐらいの幅の広さがあってもよろしいんじゃないかというふうにと思いますが、もう一度ご回答願います。

議長（木暮治一君） ただいま伊香保議会の内部的な問題というお話もありました。私どもにつきましては、順逆という問題もありますけれども、やはりそれなりの姿を持って協議に出しているわけであります。そういったことを勘案して各町村におきまして、ご理解いただいているわけであります。今後につきましても、そういった問題があるとすれば、これは私どもの至らないところだと思いますけれども、そういったことのないようにこれからも努めてまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第28号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、一部に異議がございますけれども、ほかの方はいかがでしょうか。

賛成多数と認めます。

よって、報告第28号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたします。

次に、報告第29号 渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第29号 渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置について

事務局長（吉原康之君） 47ページをごらんいただきたいと思います。報告第29号について説明を申し上げます。

渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置について、次のとおり報告するものであります。

49ページをごらんいただきたいと思います。要綱の内容を説明いたします前に、審議会設置の理由及び今後のスケジュールについて若干触れてみますと、まず設置の理由であります。新市発足時には市長、助役などの三役を初め各種の特別職の報酬等の額を決定しておく必要があります。

次に、スケジュールであります。この後直ちに審議会の正式設置を行いまして、7月中に幹事会、正副会長会議等、専門部会を含めて協議をした案をもとに報酬等の素案を作成し、協議会長から審議会に報酬等の諮問を行うことにしております。その後、審議会を開催していただきまして、7月下旬には答申をしていただく予定にしております。8月下旬に開催することにしております第10回合併協議会に報告をし、2月の20日には市長職務執行者による専決処分が可能となる対応をしていきたいというふうに考えております。

それでは、要綱の内容であります。まず設置に係る第1条であります。渋川地区市町村合併協議会会長の諮問に応じ、合併後の新市における非常勤特別職の報酬及び常勤特別職の給与の額について審議するため、渋川地区合併協議会新市特別職報酬等審議会を設置するものであります。

次に、所掌事務に係る第2条では、審議会は会長の諮問に応じ報酬等の額について審議し、答申するとするものであります。

委員に係る第3条であります。まず第1項では、審議会の委員数を12人とし、第2項では、ただいまの12人について6市町村の長が当該区域内に居住する者のうちから推薦する各2名を会長が委嘱し、第3項では、委員は諮問に係る報告が終了したときは解任されるとするものであります。

委員長に係る第4条であります。第1項では委員長を置くことと委員の互選により定めることを規定しておりまして、第2項及び第3項については説明を省

略をいたします。

会議に係る第5条であります。第1項では委員長による会議の招集と委員長が議長となることを規定しておりまして、第2項では会議の定足数を過半数とすることを規定しております。

次の第6条から第9条までは説明を省略をいたしまして、附則であります。この要綱は平成17年6月20日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたしますと思います。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第29号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等ないようでございますので、お諮りをいたします。

報告第29号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

報告第29号は原案のとおり承認されました。

続きまして、次第の4、協議事項、議案第23号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出補正予算を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

議案第23号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出補正予算

事務局長（吉原康之君） 51ページをごらんいただきたいと思います。議案第23号についてご説明いたします。

平成17年度渋川地区市町村合併協議会歳入歳出補正予算は、次に定めるところによりたいと思います。

歳入歳出補正、第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万を追加し、歳入歳出それぞれ1,417万円とするものであります。

第2条は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次表によるとするものであります。

53ページをお願いいたします。平成17年度歳入歳出補正予算、まず補正の理由であります。本年の4月27日の協議会におきまして、新市の市章を合併前に決定するという調整方針の変更をしていただきましたが、これに伴います経費増と合併後の新市の情報を市民に知らせるための市民便利帳の作成のため

めの経費増等によるものであります。

最初に、歳入について説明いたしますと、今回の補正財源は市町村負担金及び先ほどの平成16年度決算繰越金を充当することにいたしております、まず1款1目1項負担金346万円を増額し、補正後の額、計の欄であります、1,244万6,000円とするものであります。

次に、3款1項1目繰越金171万円を増額いたしまして、補正後の額、計の欄であります、172万3,000円とするものであります。

この結果、合計の欄、補正前の額900万円に補正額517万円を加えまして、計の欄であります、1,417万円とするものであります。

次に、歳出であります、1款1項1目会議費94万6,000円増額は、先ほど補正の理由で申し上げましたとおり、新市の市章の選定にかかわります小委員会を新たに開催するための報酬の増額によるもので、2目事務局費47万6,000円は臨時職員賃金などに係る増額であります。

2款事業費、1項1目広報費322万3,000円増は、新市市章の選定に係る市章選定アドバイザー謝礼及び補正理由で申し上げました市民便利帳の作成に係る経費であります。2目調査研究費52万5,000円につきましても、新市市章の選定に係る意匠調査のための委託料の増によるものであります。

この結果、合計の欄であります、先ほどの歳入とそれぞれ同様の額となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりました。

質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等ないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第23号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第23号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第24号 協議項目24—18「上水道等の取扱い」の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議案第24号 協議項目24—18「上水道等の取扱い」の変更について

事務局長（吉原康之君） 55ページをごらんいただきたいと思います。議案第24号について説明をいたします。

協議項目24—18「上水道等の取扱い」について、次のとおり変更するものがあります。このことにつきましては、以下に変更前の記載の1行目後段からありますが、水道料金及び加入金については現行のとおりとし、5年を目途に調整すると既に調整方針を決定していただいたものでありますが、これを上にあります変更後のように、具体的には2行目後段のまたという記載以降になりますが、水道加入金については、別紙調整調書のとおり調整し、合併時に統合するとするものであります。

57ページをお願いいたします。表の2段目になりますが、調整方針の欄であります。左側が変更前でありまして、これを右側にありますように水道加入金については別表のとおり調整し、合併時に統合するとするものであります。調整方針を決定をしていただいた後、新市になってからの水道料及び加入金の取り扱いについて引き続き分科会等で検討を行った結果、表の右側の調整理由・課題の欄にありますとおり変更をお願いすることにいたしました。これにつきましては、加入金について6市町村間において金額の差が極めて大きいということのほか、ここに記載してありませんが、現行のままでありますと加入者に対する公平かつ統一的な取り扱いが困難であるという理由から、今回変更をお願いするものであります。

調整の内容であります。渋川市の現行のおおむね10%増しの金額にしたいというものであります。

次に、現況の欄であります。1の水道加入金の表であります。これは、6市町村の口径別加入金の現行の状況でありまして、冒頭にあります渋川市の金額以下それぞれ記載のとおりであります。6市町村の平均額はこの表の最下段のとおりであります。

次に、一番下の表になりますが、これは県内11市の加入金の状況を整理したもので、この表の最下段にありますものが県内11市の口径別平均の金額であります。それぞれ記載のとおりでありまして、この11市平均額を参考に、先ほどの6市町村のそれぞれの平均額を超過しない金額とするといった基本的な考え方に基づきまして、渋川市のおおむね10%増しの金額にすることにいたしました。

この結果、真ん中あたりにあります網かけの表になりますが、新市の口径別加

入金はそれぞれ記載のとおりになります。

次に、59ページをお願いいたしたいと思います。このページと次ページにわたりますが、ただいま申し上げました調整結果に基づきまして、各市町村別にその影響額を整理した資料であります。

まず、渋川市であります。表の最下段、合計の一番右側の欄にありますように影響額は270万7,950円の増となりまして、口径別の内訳からわかりますように最も件数の多い13ミリの場合が195万8,250円と一番影響を受けることになります。つまり今までの渋川市の場合には、当然ではありますが、加入者の負担増となります。

次に、その下の小野上村であります。ただいまと同様に整理をして見ていただきますと、影響額は2,250円の増でありまして、加入金変更の影響はほとんどないことがわかります。

次に、伊香保町であります。2万3,000円の減でありまして、ここでは加入者の負担減となります。

次に、子持村であります。421万500円と大幅な減となります。特に一番小さい口径の13ミリの場合、ごらんのとおり341万2,500円の減となるわけがあります。

61ページをお願いします。赤城村であります。簡易水道で、先ほどと同様に見ていきますと合計の欄にありますように6万900円の増で、それほど影響ないことがわかります。

次に、赤城村の右側になります。北橘村であります。15万150円の減となります。

最後になりますが、ただいま説明をいたしました6市町村の合計では、左下の表の合計欄、件数で555件、中ほどの変更前の金額で4,100万3,300円でありましたが、変更後では3,939万750円となりまして、影響額は161万2,550円の減額、これが新市全体での状況でありまして、加入者から見ますと新市全体では負担減となるわけでありまして、逆に財政的に見ますとこの分が歳入減となるわけがあります。これまで説明をいたしました金額等につきましては、平成15年度の決算額がベースとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第24号につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。
議案第24号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり決定をされました。

以上が本日予定しております議事事項でございます。次に次第の5 その他に入らせていただきます。次回会議日程について、事務局から説明をお願いします。

そ の 他

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の63ページをお願いいたします。次回会議予定ということでございまして、平成17年8月30日火曜日になりますが、午後2時から、場所につきましては渋谷プリオパレスということで、本日と同じ現在の会場で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、この際ですので、委員の皆さん方からご意見、ご要望等ございましたらお願いいたします。

委員（宮下 宏君） 新市の市章が7月の29日まで公募されている訳ですが、今現在はどのくらいきておりますか。と同時に今まで新市の開所式等に行ってきたわけでありましたが、市の市章と同時に市の歌、これ等も発表をされて一緒に歌ってきたわけでありましたが、こちらではどのような考え方をやっておるのか、また今後そういう動きはいつごろからとか、予定、市の花や木は当然まだ先にいくのかなと思いますけれど、開所式に2月の20日といいながら、歌を歌えなくなるんじゃないのかと、そんなような先の心配をしておるところであります、その辺の考え方をお願いします。

事務局長（吉原康之君） お話しのとおり市章は既に募集始まっておるわけでありまして、現在のところまでを整理した数字を申し上げますと、6月の24日現在であります、全体で応募総数で88件であります。それで、ちょっと細かくなりますけれども、市町村別に申し上げますと、渋谷市が5、それから伊香保町...これは応募したところの数で、各地域別で申し上げますと、これが地域別になるかという話もありますけれども、渋谷市が今申し上げましたようなことで、整

理いたしますと5、それから伊香保町が3、小野上村がゼロ、子持村が2、赤城村がゼロ、それから北橋村が6という、こういう整理でありまして、先ほど申し上げましたように、持参したり、あるいは郵送のものについては、その区分けをまだしておりません。持参したものが、これ事務局へ持参したものでありますが、45件、それから郵送によるのが18件ということで、先ほど申し上げました88件という、こういう総数になっておるわけであります。これは、後ほどまた整理をした上で一定の時期に中間報告という形で整理ができればご報告申し上げたいと思います。

それと、先ほど市の歌、これ慣行でありますけれども、お話がありました。慣行につきましては、既に協議会の協議の決定で整理をされておりまして、市の歌も含まれるわけですが、お話にありました市の木、それから市の花、そういったものを含めて慣行については新市になって決定すると、こういう方針になっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、開所式等の日程につきましては、これは今各市町村の閉市町村式も含めてでありますけれども、それぞれ予定等を集約をいたしまして、一応正副会長会議等に諮りまして、正式にそれぞれの市町村の閉市町村式、それからこれは四つありまして、いろいろ説明があちこち飛んでいますけれども、厳密に申し上げますと、まず閉市町村式、市町村を閉じるそういう式があります。それから、庁舎を閉じる、先進事例を見ますと閉庁式というのがあります。それから、もう一つは庁舎をあける開庁式というのがあります。それから、先ほどお話ありましたように新しい市を開くための開市式というのがあります。これは、それぞれ先進事例によって対応違うわけありますけれども、閉市町村式、それから閉庁式、それから開庁式につきましては、先ほどお話にもありました2月の20日前後で実施されている例が多いようであります。

それから、新しい市、開市式につきましては、一定の新市になって3カ月とか4カ月、あるいはもう少したった時期にやっている例が多いようでありまして、現在その日程につきましてはおおむねの整理は事務局の方で現在しておりますけれども、正式に今後決定していただくというようなことで整理をしておりますので、整理ができ次第またご報告をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局次長（五十嵐研介君） 以上をもちまして第9回渋川地区市町村合併協議会
を閉会いたします。

閉 会（午後4時37分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年6月29日

議 長

木暮 治 一

署名委員

信 澤 明